

## 長野県社会部厚生課における「現任訓練」の検討過程分析

—原崎秀司の思想を手がかりに—

○ 高知県立大学 中畠 洋 (05048)

キーワード: 現任訓練, 長野県社会部厚生課, 原崎秀司

## 1. 研究目的

人々の生き方や現場の課題が複雑・多様化するにつれ、生涯研修という用語が日常的になってきている。こうした研修にも宮崎県や長野県などにおける過去の先例があり、とりわけ、戦後日本のホームヘルプ事業の発祥地とされる長野県下では、同県社会部厚生課が、遅くとも1950年代からすでに「現任訓練」を行っていた。同県下では、旧来、ホームヘルプ事業の先覚者として名高い原崎秀司（1903年8月～1966年9月、以下、原崎）の欧米社会福祉視察研修（以下、欧米視察）を介しての同事業化構想が注目されるが、欧米視察後の彼の公務や同事業の展開過程を現場実践レベルで捉えたものはなかった。

そこで今回、「現任訓練」に着目し、この活動が展開過程のなかでどのように行われ、そこに彼の思索や意図がどう影響していたのかにアプローチする。ホームヘルプ事業史に先鞭をつけた原崎が属した同県社会部厚生課が行った現任訓練に着目し、その実態を原崎の思考や公務と照合しながら実証的に解明することを目的とする。このことは、実践の継続化やその発展要因を明確にする上で重要である。ゆえに、本発表では長野県の事例に特化し、現任訓練の実態を原崎の思考や公務との関わりを勘案し、当時の事例検討や自己研鑽の方法を再考しながら、歴史的観点から紐解き、今日的意義を考察する。

## 2. 研究の視点および方法

原崎に関する先行研究では、彼の生涯が、学生時代、全日本方面委員連盟書記時代、敗戦時、長野県庁職員時代、同県社会福祉協議会理事時代、日本赤十字社長野県支部事務局長時代などに大別され（中畠 2011:28-39;2013a:16-28;2013b;2014a・b;2015a:38-49;2015b など）、これまで時代ごとの研究がなされてきたが、一つの切り口から時代を通じ、一貫した視点から捉えた研究ではなかった。そこで、本発表では「現任訓練」を切り口とし、ホームヘルプ事業の先進県が時代に先駆けた取り組みをどう企図しようとしたのかを探究する。少なからぬ政策課題に直面している今、こうした機関や人物から学ぶべきことは多い。

研究方法は、現任訓練に関する第一次資料である『生活相談員取扱事例集（秘）』（長野県厚生課、1952年）、『ケース研究・事例研究 現任訓練資料 第一輯』（同、1953年）及び関連二次資料に加え、原崎直筆の3冊の日誌[『遠保栄我記（新正堂版）』（以下、日誌Ⅰ）・『歌稿 第一輯』（以下、日誌Ⅱ）・『自由日記 横書』（以下、日誌Ⅲ）]を分析する。

### 3. 倫理的配慮

倫理的配慮としては、本学会倫理規程に基づき、個人情報やプライバシーの取扱いには十分に注意した。加えて、第一次資料である原崎直筆の日誌の引用許可を原崎のご子息から得た（2013年8月23日、原崎修一氏、2014年1月7日、美谷島和子氏）。なお、本誌執筆要領を踏まえたが、引用文中の旧漢字は原文に従い、そのまま用いた。

### 4. 研究結果

本発表では、長野県社会部厚生課がとり組んだ現任訓練に原崎がどのような影響を及ぼしたのかを実証的に解明することを目ざし、『生活相談員取扱事例集（秘）』（1952年）、『ケース研究・事例研究』（1953年）などを紐解いた。その結果、原崎は、全日本方面委員連盟書記として、誌上で「決戦生活実践事例懸賞」を募集し、人々の士気を鼓舞しようとした。敗戦後、食糧問題や平和産業といった新日本再建という大きな課題に直面した原崎は、戦場勇士や戦残軍人遺族など多くの人々の援護を思案し、なかでも「最低限度の生活を維持することが出来ない者」こそ援護しなければならないとした（原崎 1950:10）。一方、「生活指導と生業援護には最善の工夫と努力とが拂はれなければならない」と思考し（原崎 1927:30）、その後の担い手の育成や力量形成の必要性への着想につながり、「現任訓練」へと結びついた。その後、書籍刊行、地区担当員現任訓練研究会開催などにより、現場実践者たちの意識改革や技術向上へ働きかけがなされていたことが明確になった。

### 5. 考察

考察では、今回着目した「現任訓練」と、のちにホームヘルプ事業化を実現させた原崎が構想した家庭養護婦派遣事業との関わりについて論考した。まず、原崎は、現場実践を収めた書籍刊行、現任訓練研究会開催、仲村（1965）らからの専門的知見の摂取などを重視し、現任訓練を含む経験や研究の意義を強調するが、『家庭養護事業のしおり（その仕組のあらまし）』（長野県、1956年4月）内の同事業「実施要綱」第2条に明記された「家事の処理に必要な知識と経験を有し適切にこれを援助できる者」という家庭養護婦像と、知識獲得や経験を重視している点に共通点を見出せる。次に、原崎は、「県においても将来共に努力するつもりであります」（長野県社会部厚生課編 1953:135）、「共に苦しみ、社会にあって完全な自立が図られるよう……」などと記し（長野県厚生課 1952:序）、協働の視点を重視するが、としおりの1頁の「派遣家庭と家庭養護婦——社協の関係」に示された組織図内に、家庭、家庭養護婦、市町村、市町村社会福祉協議会・民生委員部会、公共職業安定所らによる協働が志向されている点と共通している。これらからも両者の関わりが窺えよう。現任訓練を切り口とし、原崎が実践面に対して果たしていた意義や役割を捉え直すことは、新規事業の継続・展開のあり方を考究することにつながることを論証した。